

# 三春町子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

平成27年3月

三 春 町

## ～目次～

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 策定の背景.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	1
3 事業計画の期間 .....	1
4 策定体制 .....	2
第2章 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況・課題.....	3
1 指標からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況 .....	3
2 アンケート調査からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況 .....	6
3 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況から見られる課題 .....	9
第3章 計画の基本的な考え方 .....	10
1 基本理念 .....	10
2 基本目標 .....	10
3 施策体系図.....	12
第4章 子ども・子育て支援施策の展開.....	14
基本目標1：妊婦・子どもの健康増進 .....	14
基本目標2：教育・保育内容・環境の充実 .....	17
基本方針3：子育てと仕事の両立支援 .....	21
基本方針4：子育て支援サービス・情報提供の充実 .....	25
基本方針5：子育ての経済的負担の軽減.....	28
基本方針6：安心安全な子育て環境の構築.....	29
基本方針7：心豊か・健やかに子育てができる環境の構築 .....	30
第5章 計画の推進のために.....	32
第6章 資料.....	33
1 三春町子ども・子育て支援会議委員一覧 .....	33
2 三春町子ども・子育て支援会議設置要綱 .....	33

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景

近年、全国的に人口減少・少子高齢化の進行、核家族化の進行、就労環境の変化により子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

このため、国においては、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、今後の子育て支援について、「家族や親が子育てを担う」という考え方に加えて「社会全体で子育てを支える」という考え方が示されました。

また、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法が整備され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートします。

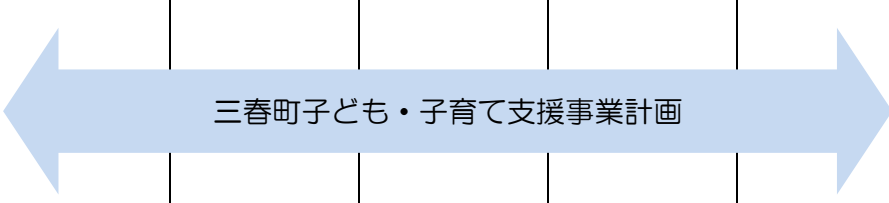
このような国の動向に基づき、三春町においても、子ども子育てを取り巻く環境を改めて把握し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備をさらに進め、地域全体で子ども・子育て支援に取り組むことを目指すことを目的として、新たに「三春町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 2 計画の性格・位置付け

- ・ 三春町が実施する子ども・子育て支援関係の事業を体系的に整理した計画となります。
- ・ 町の最上位計画である三春町第7次長期計画との整合を図り、調和を保った計画となります。
- ・ 三春町子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定する市町村計画となります。

### 3 事業計画の期間

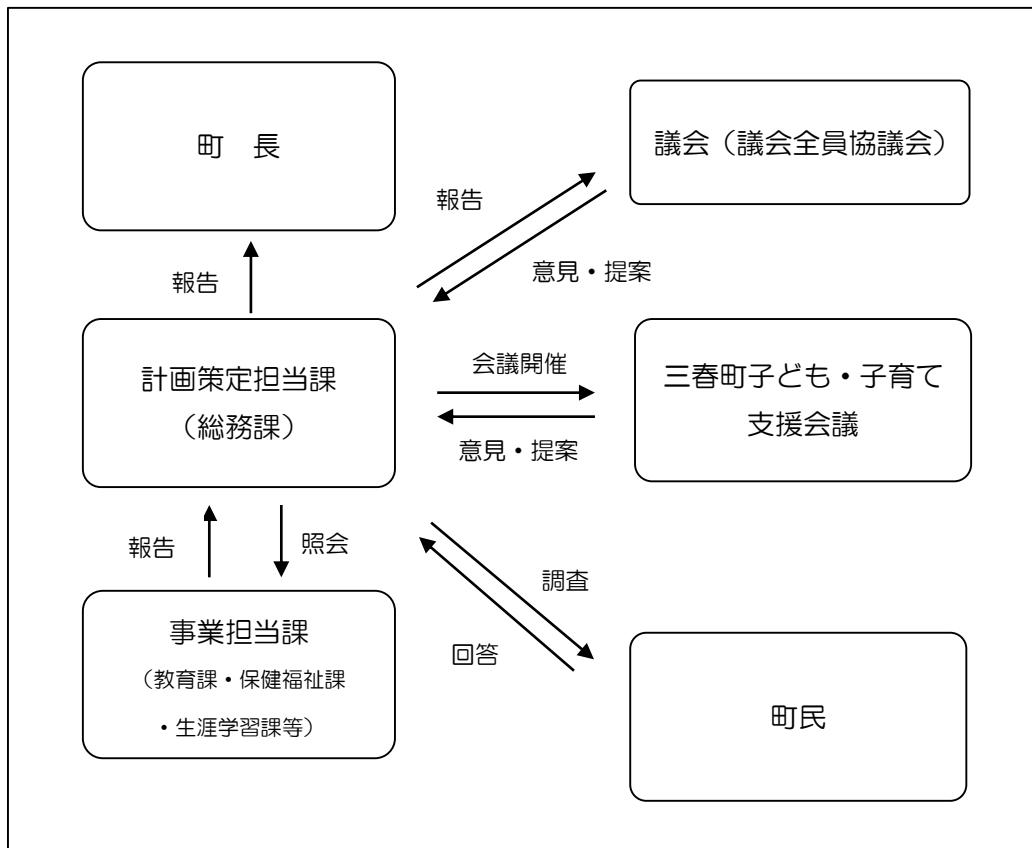
計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
 三春町子ども・子育て支援事業計画				

## 4 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者・関係機関・団体の代表者からなる「三春町子ども・子育て支援会議」を設置し、その会議の中で審議を行うとともに、議会・町民からの意見・提案等を考慮して、策定したものです。

### ■策定体制図



## 第2章 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況・課題

### 1 指標からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 人口及び将来推計人口

三春町の総人口については、減少傾向で推移しており、今後5年間も減少することが見込まれます。年少人口についても、平成22年4月1日現在では、2,299人ですが、平成31年にはおよそ4分の3の1,738人まで落ち込むことが予想されます。

#### ■総人口及び年少人口（単位：人，％）

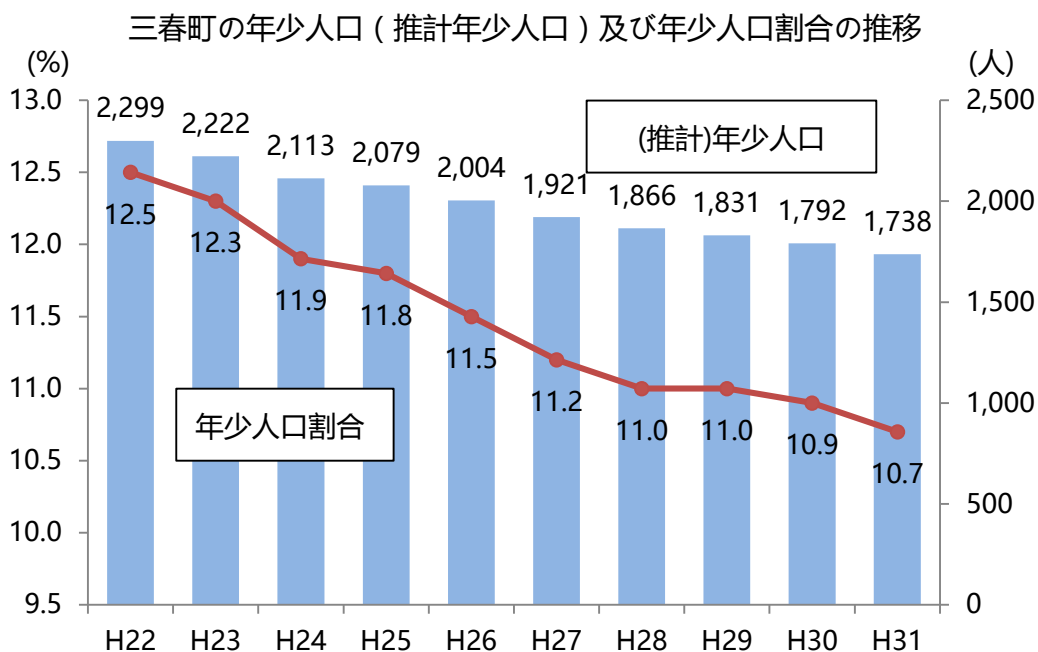
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	18,319	18,036	17,760	17,581	17,364
年少人口（0～14歳）	2,299	2,222	2,113	2,079	2,004
年少人口割合（％）	12.5	12.3	11.9	11.8	11.5

出展：福島県現住人口調査月報（各年4月1日）

#### ■将来推計人口及び将来推計年少人口（単位：人，％）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	17,117	16,876	16,638	16,393	16,131
年少人口（0～14歳）	1,921	1,866	1,831	1,792	1,738
年少人口割合（％）	11.2	11.0	11.0	10.9	10.7

調査方法：コーホート変化率法に基づき試算（各年4月1日）



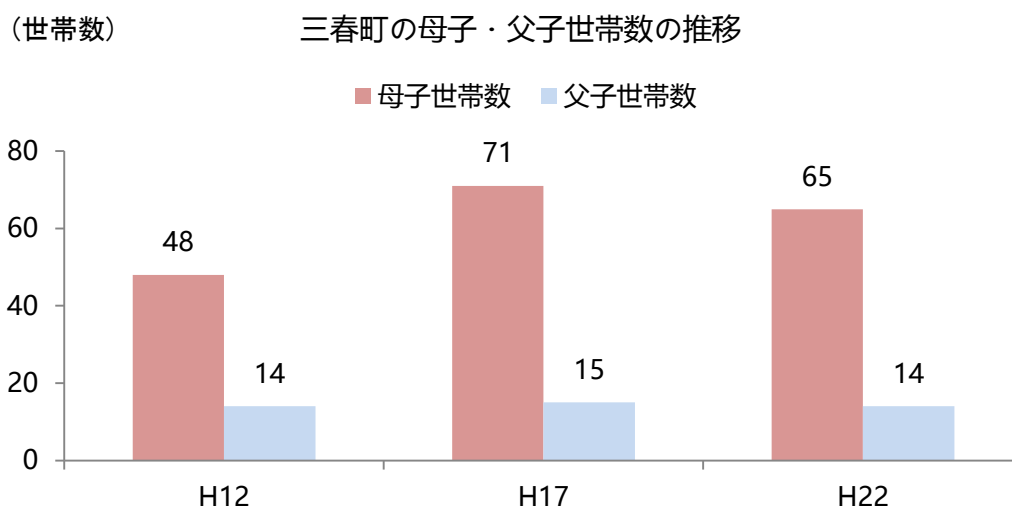
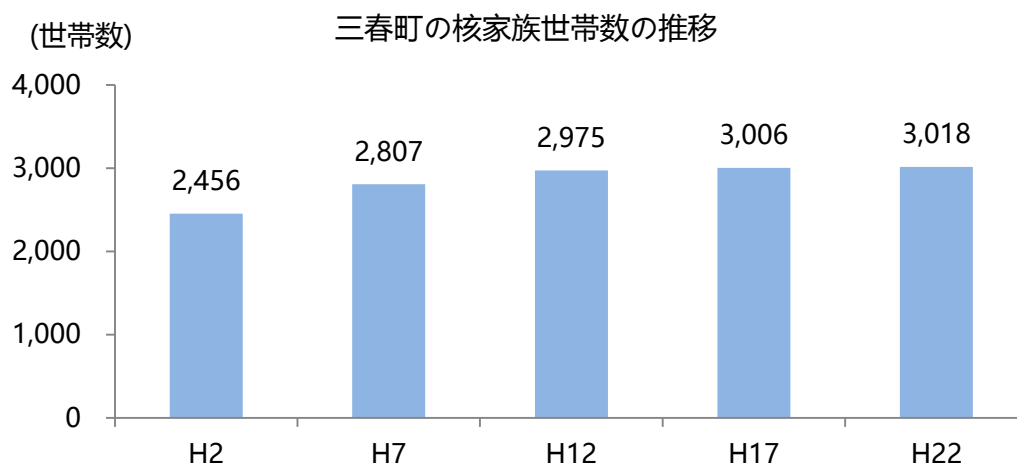
## (2) 世帯数

三春町の核家族世帯数については、緩やかに増加傾向で推移しており、核家族化が進行していることがわかります。また、母子世帯数・父子世帯数については、父子世帯数について、ほぼ横ばいですが、母子世帯数については、増加傾向がみられます。

### ■核家族世帯数・母子世帯数・父子世帯数（単位：世帯）

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
核家族世帯数	2,456	2,807	2,975	3,006	3,018
母子世帯数	—	—	48	71	65
父子世帯数	—	—	14	15	14

出展：国勢調査



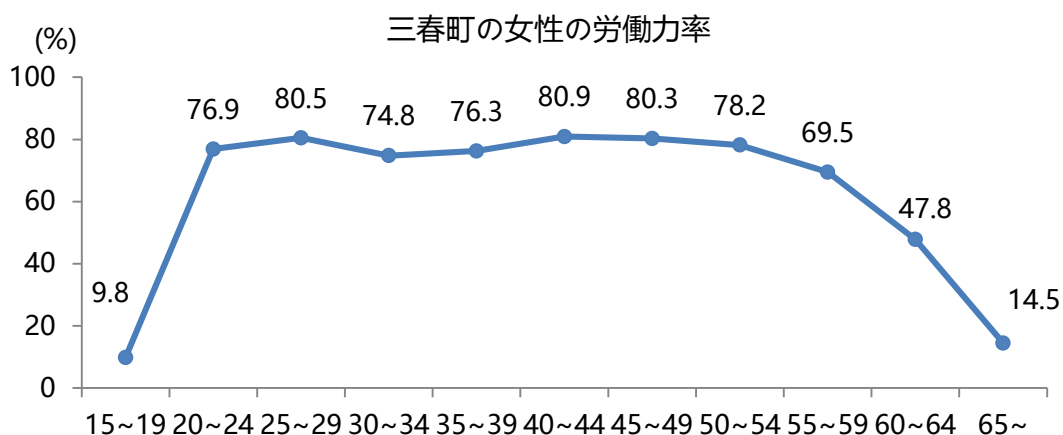
### (3) 女性の労働状況

三春町の女性の労働力率について、結婚・出産期に当たる 30 代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブの状況にあります。また、町内・町外で従事している女性就業者数をみると、町内で従事している女性就業者が減少傾向であるのと対照的に、町外で従事している女性就業者数は増加傾向にあります。

■三春町の女性の労働力率（単位：％）

15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 ～
9.8	76.9	80.5	74.8	76.3	80.9	80.3	78.2	69.5	47.8	14.5

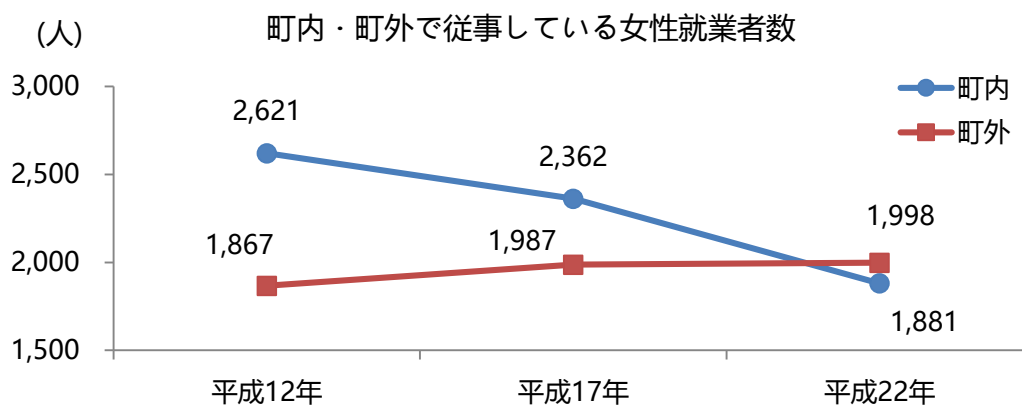
出展：平成 22 年国勢調査



■町内・町外で従事している女性就業者数（単位：人）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
町内で従事している女性就業者数	2,621	2,362	1,881
町外で従事している女性就業者数	1,867	1,987	1,998

出展：国勢調査



#### (4) 三春町全体の所得水準

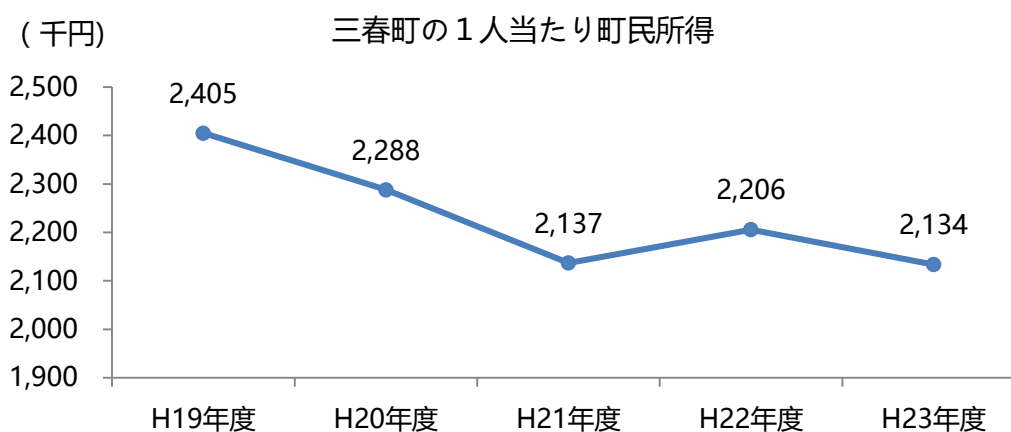
三春町全体の所得水準を示す指標として、三春町の1人当たり町民所得についてみると、大きな傾向としては下落傾向にあります。このことから、三春町においても経済が低迷していることがわかります。

※1人当たり市町村民所得は、企業の利益なども含めた市町村民経済全体の所得水準を表しています。個人の給与や実収入の平均値ではありません。

#### ■三春町の1人当たり町民所得（単位：千円）

H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
2,405	2,288	2,137	2,206	2,134

出展：福島県市町村民経済計算年報 平成23年度版



## 2 アンケート調査からみる三春町の子ども・子育てを取り巻く状況

### (1) 調査目的

三春町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、本町における子育てに関する実態や子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向を把握した上で的確な計画策定を行うために、アンケート調査を実施しました。

### (2) 調査方法

調査対象	三春町在住の未就学児童および小学1年生から3年生までの児童を持つ保護者
調査方法	保育所・幼稚園・小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
調査期間	平成25年12月～平成26年2月



### (3) 回収状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
未就学児童	575 件	382 件	66.4%
小学生児童	415 件	340 件	81.9%

### (3) 調査結果の概要

#### ①未就学児童調査結果

##### ■子育て（教育を含む）を主に行っている人

子育て（教育を含む）を主に行っている人をみると、「主に母親」が 48.4%で最も多く、次いで「父母ともに」が 45.8%で続いています。

##### ■保護者の就労状況

母親については、「フルタイムで就労」が 38.2%、「パート・アルバイト等」が 31.5%となっており、70%近くの方が就労されています。父親については、「フルタイムで就労」が 89.3%となっており、90%近くの方が就労されています。

##### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」方が 74%となっています。内訳をみると、「認可保育所」が 46%となっており、次いで、「町内の幼稚園」が 37%となっています。

1 週間あたりの利用状況日数をみると、「5 日利用」が 90%以上、「6 日利用」が 3.6%となっていますが、利用希望日数をみると、「6 日利用」が 22.4%まで増加しています。

利用開始時刻状況については、「8・9 時」で 90%以上を占めており、「7 時利用」は 2.8%にとどまりますが、利用開始時刻の希望は、「7 時利用」が 8.5%まで増加しています。

利用終了時刻状況については、「17 時」が 22.8%で最も多くなっていますが、利用終了希望時刻では、「18 時」が最も多くなっています。

##### ■地域子育て支援事業の利用状況・利用希望

地域子育て支援事業の利用状況をみると、「利用していない」人が 89.5%となっていますが、利用希望状況をみると、「利用していないが、今後利用したい」が 20%近くいます。

##### ■土曜・日曜等の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 57.6%となっており、次いで「月に 1~2 回は利用したい」が 28.0%となっています。これに対して、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 84.0%になり、「月に 1~

2回は利用したい」が11.3%にとどまります。

■子どもの病気等への対応

子どもの病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことの有無をみると、「あった」が75.8%となっており、この場合の対処方法をみると、「母親が休んだ」が70.4%と多数を占めています。

②小学生低学年調査結果

■子育て（教育を含む）を主に行っている人

子育て（教育を含む）を主に行っている人をみると、「父母ともに」が52.1%で最も多く、次いで「主に母親」が41.5%が続いています。

■保護者の就労状況

母親については、「フルタイムで就労」が38.2%、「パート・アルバイト等」が31.5%となっており、70%近くの方が就労されています。父親については、「フルタイムで就労」が86.8%となっており、90%近くの方が就労されていません。

■放課後の過ごし方

小学校低学年時の放課後の過ごさせ方の希望（複数回答可）については、「自宅」が43%、「まほらっこ教室」が41%、「習い事」が34%となっています。これに対して、小学校高学年時の放課後の過ごさせ方の希望（複数回答）については、「自宅」が55%と増加します。次いで、「習い事」が44%、「まほらっこ教室」が28%となっています。

■放課後児童クラブの利用希望時間

放課後児童クラブの利用希望時間については、小学校低学年時においても、高学年時においても、65%近くの方が、「18時」までを希望しています。

■放課後児童クラブの土曜、日曜・祝日の利用希望

放課後児童クラブの土曜の利用希望については、「高学年になっても利用したい」方が34%おり、利用希望時間としては、「8時」から「18時」の希望が最も割合が高くなっています。

これに対して、放課後児童クラブの日曜・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」方が、63%を占めています。

■放課後児童クラブの長期休業期間中の利用希望

放課後児童クラブの長期休業期間中の利用希望については、「利用する必要はない」と「高学年になっても利用したい」方がそれぞれ25%おり、拮抗しています。利用を希望する方の利用希望時間としては、「8時」から「18時」の希望が最も割合が高くなっています。

### 3 三春町の子ども・子育てを取り巻く状況から見られる課題

#### ①子育て支援サービス・情報提供の充実の必要性

全国の他の市町村と同様に、三春町においても少子化が進行しています。子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しているとみられます。このことから、地域で自然と行われてきた異年齢の中で、子ども自身が育つ機会が減少していることが推測されます。

また、核家族世帯については、増加傾向がみられます。このことから、子どもを養育している保護者が、祖父母や地域の住民等から、子育てに対する助言や支援を得ることが困難になっており、子育てへの負担感が増していることが推測されます。

以上から、子育てへの負担感を軽減するためには、未就学児に対する教育保育の質及び量の拡充、安心安全かつ心豊か・健やかに子育てができる環境づくり、子育て支援サービス・情報提供の充実を図ることが重要であると考えます。

#### ②子育てと仕事の両立支援の充実の必要性

未就学児童をもつ世帯へのアンケート結果から、約70%近くの母親が何らかの形で就労しています。一方で、データ上、女性の労働力率について、出産・育児に伴って30～39歳の労働参加率が落ち込むいわゆる「M字カーブ」現象が三春町においてもみられます。

以上から、希望する女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく継続できるよう子育てと仕事の両立支援に取り組む必要があります。

#### ③子育ての経済的負担軽減の必要性

指標からみると、三春町全体の所得水準も下落傾向にあり、地方経済の低迷が浮き彫りとなっています。この地方経済の低迷から、町民の所得状況も芳しくないことが推察されます。特に、まだ所得の低い若年夫婦にとって、育児休業や退職による所得の減少は、出費がかさむ出産・子育ての時期と重なり、大きな負担であると考えられます。

こうした現状を考え、国の動向を踏まえながら、子育てにかかる経済的支援の更なる充実を図る必要があると考えられます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画においては、三春町の子ども・子育てを取り巻く状況から見られる課題を踏まえ、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を目指すこととし、以下の基本理念を掲げるものとします。

～基本理念～

次代を担う笑顔あふれる子どもをみんなで育てるまち 三春

### 2 基本目標

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめとして子ども子育てにかかわる関係分野が相互に連携していく必要があります。

本計画では、基本理念を実現するために次の7つの基本目標を設定し、総合的に施策を推進していきます。

#### 基本目標1 妊婦・乳幼児の健康増進

子どもの健やかな心身の成長を確保するためには、母親の妊娠・出産段階からの適切な支援が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策を推進していくことにより、母親と子の心身の健康の増進を推進していきます。

#### 基本目標2 教育・保育の内容の充実

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して、質の高い幼児期の学校教育・保育を提供することを求めています。このため、教育・保育の内容の充実に努めていきます。

### 基本目標3 子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出や近年の厳しい経済状況等により、就労している、または就労意欲のある母親が増加しています。このため、子育てをしながら働き続けられるよう、子育て支援サービスの充実を推進していきます。

### 基本目標4 子育て支援サービスの充実

核家族化の進展や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。相談できる相手が身近にいない人や専門的な内容について聞きたい場合など、様々な状況に対応できるように子育て支援サービスの充実に努めていきます。

### 基本目標5 子育ての経済的負担の軽減

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な負担もさることながら、保育料や教育費などの経済的負担は、大きなものがあります。このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

### 基本目標6 安心・安全な子育て環境の構築

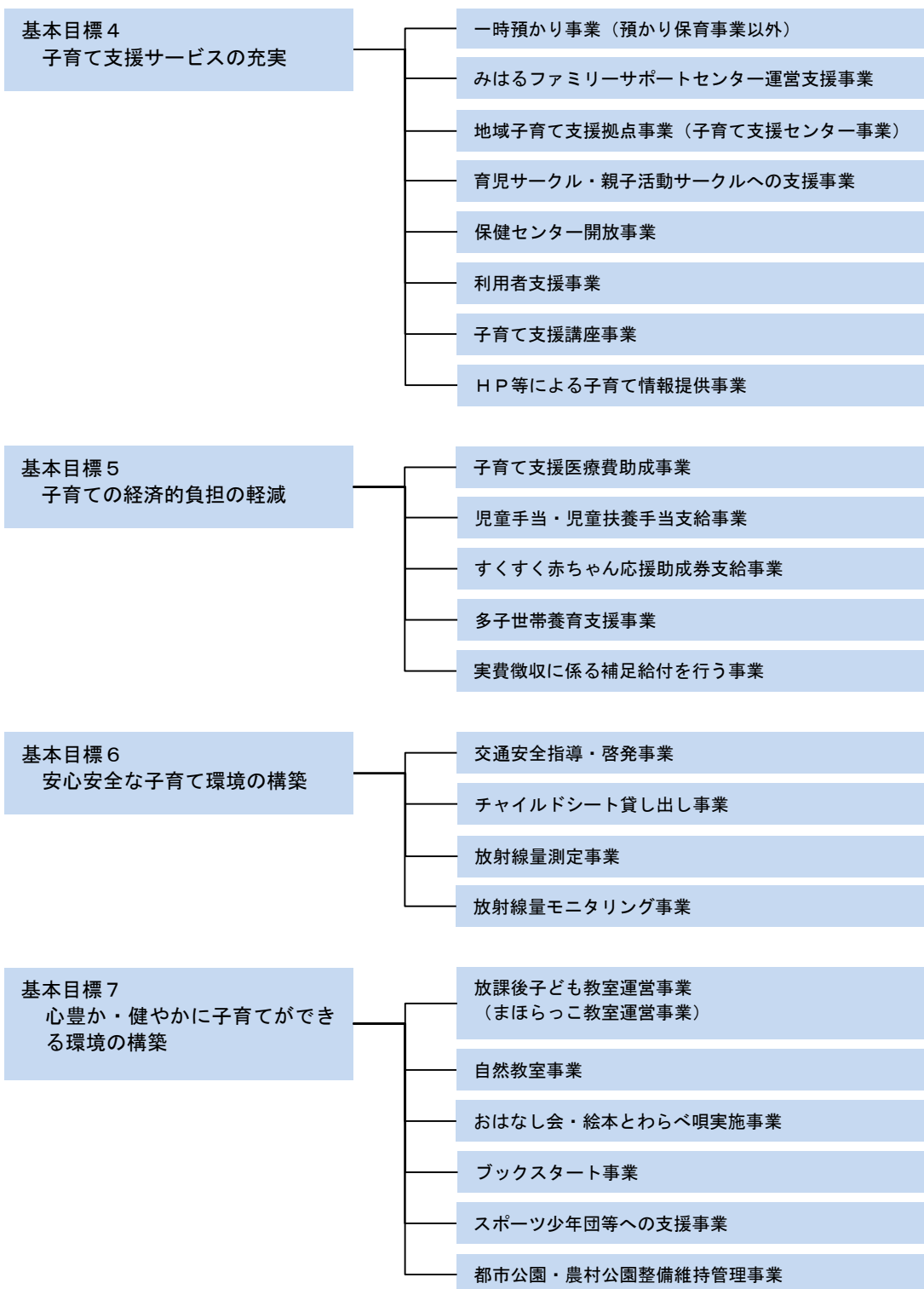
子どもが健やかに育つためには、子どもを取り巻く環境が安全・安心に保たれていることが必要です。このため、子どもの交通安全を確保する活動や・犯罪等から守るための活動について、関係機関と連携しながら推進していきます。また、福島第一原子力発電所事故により、多量の放射性物質が三春町にも飛散し、町民生活に多大な影響が出ました。放射線の影響を受けやすい妊婦・乳幼児・児童に対する健康被害への不安払拭のため、継続的に放射線測定等を実施していきます。

### 基本目標7 心豊か・健やかに子育てができる環境の構築

次代の社会を担う子ども達のために、豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、子どもの健全育成を進めていくことが重要です。このため、学校やPTAをはじめとして地域の人々が連携して、放課後の居場所づくりやスポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。

### 3 施策体系図





## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

第3章で掲げた基本目標を達成するため、子ども・子育て支援施策を以下のとおり設定し、事業方針に基づいて事業の推進に取り組みます。

なお、子ども子育て支援法及び同法基本方針に基づき全国共通で量の見込み・確保方策を指定されている事業については、量の見込み及び確保方策についても記載します。

### ■ 基本目標1：妊婦・乳幼児の健康増進

#### ①妊産婦健康診査事業

##### 【事業の概要】

妊婦の健康管理の充実と安心して出産ができるよう妊婦健康診査の15回分の助成を行います。また、産後の身体的・精神的な支援を行うため、産後1ヶ月健診の助成を行う事業です。

##### 【事業の方針】

妊産婦健康診査に要した費用の一部を助成することにより、妊婦の健康管理の向上を図ります。

##### 【量の見込み及び確保方策】

次表のとおり量の見込みについて、各年度ともに確保できる予定です。

##### 【妊産婦健康診査 年間延べ利用予定回数（人回）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1,177	1,155	1,111	1,068	1,035
確保方策②	1,177	1,155	1,111	1,068	1,035
②-①	0	0	0	0	0

※ 量の見込みは各年度0歳児推計数×10.9回（H25年度平均受診回数）

#### ②乳幼児健康診査事業

##### 【事業の概要】

乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減を図るために実施される事業です。

##### 【事業の方針】

乳幼児の成長・発達を確認することにより、適切な育児支援サービスの提供につなげていきます。



### ③栄養改善事業

#### 【事業の概要】

乳幼児健康診査及び各種栄養講座等において、栄養士による個別相談・指導を実施し、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりを支援します。

#### 【事業の方針】

栄養改善事業を継続的に実施し、乳幼児の健やかな健康づくりを推進していきます。

### ④乳幼児歯科健康診査事業

#### 【事業の概要】

町内の歯科医院と連携して、予防歯科に対する意識向上等を目的として、1歳6ヶ月児健診によるフッ素集団塗布と歯科医院でのフッ素個別塗布を実施しています。

#### 【事業の方針】

個別のフッ素塗布については、受診率が低調であるため、積極的な周知等により受診率の向上に努めていきます。

### ⑤個別育児相談事業

#### 【事業の概要】

健診や相談等により把握された乳幼児・児童生徒に対し、保健師が個別に家庭訪問や電話相談等に応じるにより育児支援を実施しています。

#### 【事業の方針】

ケアを必要とする乳幼児に対して、積極的に個別相談に応じ適切な対応を行い、フォローを実施していきます。

### ⑥乳幼児全戸訪問事業

#### 【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【事業の方針】

育児不安等の悩みの軽減・解消につながるよう傾聴、相談を行うとともに、地域の子育て支援に関する情報の提供に努めていきます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

乳幼児全戸訪問事業について、三春町保健センター職員及び訪問員に協力を依頼し、実施します。量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

【乳幼児全戸訪問 年間実施予定回数（回）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	108	106	102	98	95
確保方策②	108	106	102	98	95
②-①	0	0	0	0	0

※ 量の見込みは各年度0歳児推計数

⑦養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【事業の方針】

養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保に努めます。

【量の見込み及び確保方策】

養育支援訪問事業について、三春町保健センター職員の訪問により実施します。量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

【養育支援訪問事業 年間延べ実施予定回数（回）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	10	10	10	10	10
確保の内容②	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

※ 量の見込みは、過去の実績から算出

⑧新生児訪問事業

【事業の概要】

母子保健法第11条に定められた事業で、主に新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日以内に保健師や助産師が訪問する事業です。

【事業の方針】

今後も継続的に、健診等で経過観察や保健指導の必要な対象者を訪問し、健康的な生活のための支援や情報提供に努めます。

⑨5歳児発達相談事業

【事業の概要】

小学校へのスムーズな就学へ向けての支援を目的として、町内保育所・幼

稚園等において、臨床心理士による発達相談を実施する事業です。

【事業の方針】

今後も、5歳児発達相談事業を継続的に実施することによりスムーズな就学へ向けての支援を行っていきます。

⑩乳幼児育成支援事業（ステップくらぶ）

【事業の概要】

各種健診や訪問相談の結果、心理、社会発達上支援が必要な乳幼児とその保護者を対象として、発達を促す教室や個別相談等を行う事業です。

【事業の方針】

子どもの教育・発達に不安や問題を抱える保護者に対して手厚く事業を実施することにより、不安の軽減・解消に努めます。

⑪予防接種事業（法定接種、任意接種助成）

【事業の概要】

感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防などを目的とした予防接種の啓発や実施を行う事業です。また、任意接種（子どものインフルエンザ等）については、公費の助成を実施しています。

【事業の方針】

予防接種の周知徹底を図り、接種率の向上に努めていきます。

■ 基本目標2：教育・保育内容の充実

①教育・保育事業（施設型保育給付・地域型保育給付）

【事業の概要】

就学前の子どもに関する教育、保育について、新制度の下では、施設型保育給付（幼稚園・保育所・認定こども園）と地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）があります。

【事業の方針】

【量の見込み及び確保方策】に基づき、教育保育の提供に努めていきます。また、従来の保育所・幼稚園といった施設型の教育保育施設だけでなく、地域の実情に応じて、少人数の子どもを保育する事業（地域型保育給付）による確保にも努めていきます。

【量の見込み及び確保方策】

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必

要性に応じて、以下の1号認定から3号認定までの区分があります。

認定区分		対象者	対象事業
1号認定		満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園
2号認定	教育ニーズあり	満3歳以上の保育の必要性の認定があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども	認定こども園（教育利用）
	その他	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定		満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育園 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業等

町内子育て世帯へのニーズ調査により、各認定区分ごとの平成27年度～平成31年度の計画期間内における潜在的なニーズも含めた量の見込み及びこれに対する確保方策は次頁以下の表のとおりです。

潜在的なニーズも含めた場合、計画期間の前半においては、3号認定の量の見込みが確保方策を上回っていますが、少子化の影響もあり、計画期間の後半では、量の見込みは確保される予定です。

			27年度					28年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育 ニーズ	その他	0歳	1・2歳		教育 ニーズ	その他	0歳	1・2歳
量 の 見 込 み	自市町 村の 子ども	自市町村施設を利用 予定の子ども	104	76	210	8	110	102	75	205	8	108
		他市町村施設を利用 予定の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町村の 子ども（避難自治体）		5	0	1	1	1	5	0	1	1	1
	計（①）			185	211	9	111	182	206	9	109	
確 保 方 策	特定・ 教育・ 保育 施設	自市町 村施設	自市町村の 子どもの受 け入れ	215	161	10	96	215	161	10	96	
			他市町村の 子どもの受 け入れ	5	1	1	1	5	1	1	1	
	特定 地域型 保育 事業	自市町 村施設	自市町村の 子どもの受 け入れ				5	14			5	14
			他市町村の 子どもの受 け入れ				0	0			0	0
	町立認可外保育施設 （北保育所）		0	0	40	0	0	0	0	40	0	0
	計（②）			220	202	16	111	220	202	16	111	
②-①			35	△9	7	0	38	△4	7	2		

			29年度					30年度				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				教育 ニーズ	その他	0歳	1・2歳		教育 ニーズ	その他	0歳	1・2歳
量 の 見 込 み	自市町 村の 子ども	自市町村施設を利用 予定の子ども	100	73	200	8	105	96	70	192	8	101
		他市町村施設を利用 予定の子ども	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他市町村の 子ども（避難自治体）		5	0	1	1	1	5	0	1	1	1
	計（①）			178	201	9	106	171	193	9	102	
確 保 方 策	特定・ 教育・ 保育 施設	自市町 村施設	自市町村の 子どもの受 け入れ	215	161	10	96	215	161	10	96	
			他市町村の 子どもの受 け入れ	5	1	1	1	5	1	1	1	
	特定 地域型 保育 事業	自市町 村施設	自市町村の 子どもの受 け入れ				5	14			5	14
			他市町村の 子どもの受 け入れ				0	0			0	0
	町立認可外保育施設 （北保育所）		0	0	40	0	0	0	0	40	0	0
	計（②）			220	202	16	111	220	202	16	111	
②-①			42	1	7	5	49	9	7	9		

			31年度				
			1号	2号		3号	
				教育 ニーズ	その他	0歳	1・2歳
量 の 見 込 み	自市町 村の 子ども	自市町村施設を利用 予定の子ども	94	68	187	7	98
		他市町村施設を利用 予定の子ども	0	0	0	0	0
	他市町村の 子ども（避難自治体）		5	0	1	1	1
	計（①）		167	188	8	99	
確 保 方 策	特定・ 教育・ 保育 施設	自市町村の 子どもの受 け入れ	215	161	10	96	
		他市町村の 子どもの受 け入れ	5	1	1	1	
	特定 地域型 保育 事業	自市町村の 子どもの受 け入れ				5	14
		他市町村の 子どもの受 け入れ				0	0
	町立認可外保育施設 （北保育所）		0	0	40	0	0
	計（②）		220	202	16	111	
②-①		53	14	8	12		

※ 三春町にある保育所・幼稚園については、特に地域居住要件を設けていないため、全町を一地区として教育・保育提供区域を設定

※ 確保方針に記載されている特定教育・保育施設の各定員状況は次のとおりです。

施設名称	施設区分	利用定員			
		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
第1保育所	保育所		74		46
第2保育所	保育所		48	8	24
岩江幼稚園	幼稚園（新制度）	120			
中郷幼稚園	幼稚園（新制度）	60			
三春幼保園	幼保連携型認定 こども園	40	40	3	27
北保育所	へき地保育所		40		
L-Kid's保育園三春	小規模保育			5	14
計		220	202	16	111

## ②多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

### 【事業の概要】

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

### 【事業の方針】

国の動向に応じ、計画期間内の事業実施を目指します。

## ③特別支援教育・保育事業

### 【事業の概要】

障がい等を有する等、特別な支援を要する幼児に対して早期から発達段階に応じた一貫した教育保育及び支援を行っていく事業です。

### 【事業の方針】

小学校、特別支援学校、専門医療機関との連携を深め、保育士・幼稚園教諭の特別支援教育・保育の理解推進を図り、幼児期の特別支援教育の充実を図っていきます。

## ④保育士・幼稚園教諭スキルアップ研修会事業

### 【事業の概要】

現場で発生するさまざまな課題について、自らの保育実践や地域での子育て支援を振り返り、さらなる教育・保育の質の向上につなげることを目的として行われる事業です。

### 【事業の方針】

保育所・幼稚園の内外において、施設や保育士・幼稚園教諭等が抱える課題に応じた研修が計画的・組織的にできるよう研修体制を整え、研修の機会確保に努めます。

また、経験年数や課題等に応じて求められる保育士・幼稚園教諭等としての資質・能力を明確にし、目標に照らした効果的な研修ができるよう研修体系を整え、その充実に努めます。これらにより、幼児一人ひとりの発達の特性に応じた総合的な保育・教育を進めていきます。

## ■ 基本目標3：子育てと仕事の両立支援

### ①延長保育事業（時間外保育事業）

#### 【事業の概要】

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を実施する事業です。

【事業の方針】

量の見込みに対応した事業の確保に努めていきます。

【量の見込み及び確保方策】

量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

**【延長保育事業 年間延べ利用予定者数（人）】**

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	7,117	6,966	6,794	6,536	6,343
確保方策②	7,456	7,456	7,456	7,456	7,456
②-①	339	490	662	920	1,113

**②預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）**

【事業の概要】

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。

【事業の方針】

量の見込みに対応した事業の確保に努めていきます。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、各年度ともに確保できる予定です。

**【預かり保育事業 年間延べ利用予定日数（人日）】**

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	8,305	8,195	7,977	7,649	7,431
1号認定	21	20	20	19	19
2号認定（教育ニーズ）	8,284	8,175	7,957	7,630	7,412
確保方策②	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
②-①	695	805	1023	1,351	1,569

**③病児・病後児保育事業**

【事業の概要】

病児・病後児について、保育所や病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。



### 【事業の方針】

医療機関との協議を進め、計画期間中に事業を実施することができるように努めていきます。

### 【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査により算出された病児・病後児のための子育て支援サービス量の見込みについて、病児保育事業及び次に掲げるみはるファミリーサポートセンター事業【病児・緊急等強化事業】により確保していきます。

### 【病児・病後児保育等 年間延べ利用予定日数（人日）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	744	729	711	684	666
確保方策②-1 (病児保育事業)	0	0	1ヶ所 600	1ヶ所 600	1ヶ所 600
確保方策②-2 (ファミリーサポートセンター事業【病児・緊急等強化事業】)	100	100	100	100	100
②-①	▲644	▲629	▲11	16	34

## ④みはるファミリー・サポートセンター事業（病児・緊急等強化事業）

### 【事業の概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。同事業により、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応も行われています。

### 【事業の方針】

積極的な周知により協力会員と利用会員の増加に努めます。

### 【量の見込みと確保方策】

③病児・病後児保育事業の項に掲載

## ⑤放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

### 【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対する子育て支援サービスとしては、放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）があります。

放課後児童クラブ事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

### 【事業の方針】

放課後児童クラブ事業については、対象学年を小学校 6 年生までに引き上げるとともに、量の見込みに対応した事業の拡充に努めていきます。また、放課後子ども教室と連携し、放課後子ども総合プランの連携型として年間数回の事業を実施し、多様な活動の機会を持てるよう展開して行きます。

### 【量の見込みと確保方策】

#### 【放課後児童クラブ事業 利用予定人数（人）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①-1 (小学 1～3 年)	85	84	87	86	84
量の見込み①-2 (小学 4～6 年)	61	58	54	54	54
確保方策② (登録児童数・施設数)	120 3ヶ所	140 3ヶ所	140 3ヶ所	140 3ヶ所	140 3ヶ所
②-①	▲26	▲2	▲1	0	2

## ⑥子育て短期支援事業

### 【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ））です。

### 【事業の方針】

国・他市町村の動向を見極め、今後の検討事項とします。

### 【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査によると、事業利用の実績はなく、現時点では、事業利用の見

込みはありません。これは、町内にショートステイができる児童養護施設等がないことや、保護者の認知度も低いためと推測されます。

【子育て短期支援事業 利用予定人数（人）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保方策②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

## ■ 基本目標4：子育て支援サービスの充実

### ①一時預かり事業(預かり保育事業以外)

#### 【事業の概要】

一時預かり事業（預かり保育事業以外）は、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### 【事業の方針】

一時預かり事業（預かり保育事業以外）については、事業の実施を検討していきます。量の見込みに対応した事業の実施に努めていきます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

ニーズ調査により算出された一時預かりの見込み量について、一時預かり事業（預かり保育事業以外）及び次に掲げるみはるファミリー・サポートセンター事業により確保していきます。

【一時預かり事業等 延べ利用予定回数（人回）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1,507	1,478	1,442	1,387	1,348
確保方策②-1 (一時預かり事業)	0	0	0	0	0
確保方策②-2 (ファミリー・サポート・センター事業)	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
②-①	53	82	118	173	212

## ②みはるファミリー・サポートセンター運営支援事業

### 【事業の概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【事業の方針】

積極的な周知により協力会員と利用会員の増加に努めます。

### 【量の見込みと確保方策】

①一時預かり事業(預かり保育事業以外)の項に掲載

## ③地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

### 【事業の概要】

地域の子育て支援の拠点として子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、助言その他の援助が受けられる事業です。

三春町においては、第2保育所内に設置されており、開館日は月曜日～金曜日の午前9時～11時となっています。

### 【事業の方針】

利用時間・場所の拡大等、利用の拡充及び質の向上に努めていきます。

### 【量の見込み及び確保方策】

量の見込みは確保できる予定です。

### 【地域子育て支援拠点事業 延べ利用意向回数(人回)】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	749	734	711	689	664
確保の内容②	749	734	711	689	664
②-①	0	0	0	0	0

## ④育児サークル、親子活動サークルへの支援事業

### 【事業の概要】

育児活動サークルの遊び・活動についての相談に応じたり、サークルの行事等の運営支援を行う事業です。

### 【事業の方針】

育児活動サークルへの支援を継続的に行い、地域で子育てをしやすいシス

テムづくり、仲間づくりを支援していきます。

### ⑤保健センター開放事業

#### 【事業の概要】

幼児の遊び場として、また、同じ子育て中の保護者の仲間作りを目的として、月2回保健センターの空きスペースを開放する事業です。

#### 【事業の方針】

引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

### ⑥利用者支援事業

#### 【事業の概要】

子ども及びその保護者が、教育保育・地域子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、子どもや保護者の身近な場所で相談を行う事業です。

#### 【事業の方針】

保育コンシェルジュ等、先進地域の事例を参考に計画期間の早期に設置できるように努めていきます。

#### 【量の見込み及び確保方策】

##### 【利用者支援事業 事業実施個所数（ヶ所）】

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み①	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
確保の内容②	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
②-①	▲1	0	0	0	0

### ⑦子育て支援講座事業

#### 【事業の概要】

子どもを持つ保護者を対象として、専門的な知識や経験を有する講師による家庭教育に関する学習機会（父親講座・子育て講座・思春期子育て講座・幼児期子育て講座）を提供する事業です。

#### 【事業の方針】

子育てのスキルアップをはかりたい保護者のニーズを満たせるように、事業の展開を実施していきます。

### ⑧HP・冊子等による子育ての情報提供事業

#### 【事業の概要】

町の子育て支援事業を町のホームページや広報みはる、子育て支援冊子に

より町民にお知らせする事業です。

【事業の方針】

子育て情報の質・量の拡大を図り、子育て世帯への周知を図っていきます。

## ■ 基本目標5：子育ての経済的負担の軽減

### ①子育て支援医療費助成事業

【事業の概要】

18歳までの子育て世帯の経済的負担の軽減及び子どもが容易に医療を受診できるように医療機関で治療を受けた場合に、自己負担分を助成する事業です。

【事業の方針】

引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

### ②児童手当等支給事業

【事業の概要】

中学校修了までの児童を養育している世帯に児童手当を支給する。また、父母が離婚等した児童等を監護している父又は母に代わってその児童を養育している方に児童扶養手当を支給する事業です。

【事業の方針】

着実に事業の実施に取り組み、子育て家庭への支援を行います。

### ③すくすく赤ちゃん応援助成券支給事業

【事業の概要】

育児に係る経済的負担の軽減を図るため、2歳未満までの乳幼児を養育する者に対し、紙おむつ、粉ミルク及びベビーフード商品を購入できる「すくすく赤ちゃん応援助成券」(2,000円×15枚×2年)を支給する事業です。

【事業の方針】

引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

### ④多子世帯養育支援事業

【事業の概要】

三春町内に住所を有する18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降(第2子のみ町民税非課税世帯又は町民税均等割のみ納付する世帯に限ります)の乳幼児を対象として、三春町立幼稚園・保育所以外へ入園している世帯、又は在宅等で養育している世帯に子育て支援助成金を支給する事業です。

#### 【事業の方針】

引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

#### ④実費徴収に係る補足給付を行う事業

##### 【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

##### 【事業の方針】

国の動向に応じ実費徴収の費用等の助成の方法について検討し、計画期間内の実施を目指します。

### ■ 基本目標6：安心安全な子育て環境の構築

#### ①交通安全指導・啓発事業

##### 【事業の概要】

子どもを交通事故から守るため警察・地域団体等が連携・協力し、交通安全教室や街頭指導を実施する事業です。

##### 【事業の方針】

引き続き、着実に事業を実施し、子どもの安全に努めていきます。

#### ②チャイルドシート貸し出し事業（交通安全協会町連合会）

##### 【事業の概要】

一定の要件を満たす対象者に対して、自動車に同乗する乳幼児を交通事故から守るため、チャイルドシート・ベビーシートの貸し出しを行う事業です。

##### 【事業の方針】

引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

#### ③放射線量測定事業

##### 【事業の概要】

個人線量計を配布するとともにホールボディカウンターにより、被ばく線量を正確に把握することにより、放射線量の管理を行う事業です。

##### 【事業の方針】

引き続き、継続して被ばく量測定事業の実施に努めていきます。

#### ④放射線モニタリング事業

##### 【事業の概要】

公共施設等の空間放射線量を測定したり、食品・農作物等の放射線量を測定する事業です。

【事業の方針】

放射線量に対する不安を解消するため、継続的な実施に努めます。

## ■ 基本目標7：心豊か・健やかに子育てができる環境の構築

### ①放課後子ども教室運営事業（まほらっこ教室運営事業）

【事業の概要】

放課後等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域のボランティアの協力により、子どもとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施する事業です。

【事業の方針】

今後も継続的な事業の実施に努め、子ども達に放課後、安全で安心できる生活の場を提供し、子ども同士（異年齢）が多様な関わりの中で、自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をする機会を増やしていきます。

また、児童クラブと連携し、放課後子ども総合プランの連携型として年間数回の事業を実施し、多様な活動の機会を持てるよう展開していきます。

### ②自然教室事業

【事業の概要】

三春町の地域資源であるさくら湖畔の豊かな自然を活用して、星を見る会、昆虫観察、水上探検、水生生物観察を行う事業です。

【事業の方針】

子ども達が自然に関わり、親しむことができるような実践を推進していきます。

### ③おはなし会・絵本とわらべ唄実施事業

【事業の概要】

小学校低学年、幼児及び親子を対象として絵本の読み聞かせや、紙芝居などを実施したり、乳児と保護者を対象として、乳児向けの絵本の読み聞かせや、わらべうたや手遊びを実施する事業です。

【事業の方針】

子どもに本の楽しさを伝え、本に親しむ環境を提供することを目的に、着実な事業の実施に努めます。



#### ④ブックスタート事業

##### 【事業の概要】

本・読書に親しみ豊かな心の醸成を図ることを目的として、乳幼児健診時にブックスタートパックを渡して赤ちゃんに絵本を読み聞かせる大切さを伝える事業です。

##### 【事業の方針】

現在は、図書館利用案内と「ブックスタートとは？」というPR資料を配布するだけですが、今後は、内容やPR方法の充実化に努めていきます。

#### ⑤スポーツ少年団等への支援事業

##### 【事業の概要】

児童・生徒の体力向上を図ることを目的として、スポーツ少年団等の充実を図り、児童・生徒のスポーツ活動を支援する事業です。

##### 【事業の方針】

スポーツ少年団への支援を引き続き実施していきます。

#### ⑥都市公園・農村公園整備維持管理事業

##### 【事業の概要】

日常の公園巡回点検のほか、関係団体（所轄警察・地域・学校等）との連携を図り、安心して遊べる環境づくりを行う事業です。

##### 【事業の方針】

引き続き、各団体と連携を図りながら取組みを強化していきます。

## 第5章 計画の推進のために

### 1 計画の周知・協働の推進

#### (1) 計画の周知

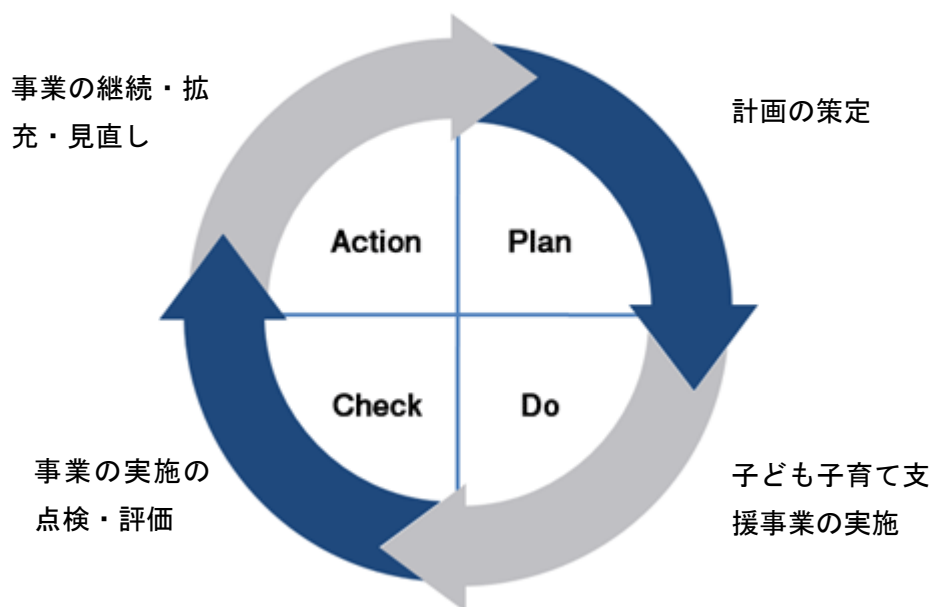
家庭、学校、地域団体、事業者等が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深められるよう、町民、地域団体、事業者に対して、町ホームページへの掲載など、この計画の周知に努めます。

#### (2) 協働の推進

本計画を着実に推進していくために、行政、地域団体、子育て支援団体、事業者の連携・協働を推進します。

### 2 計画の点検評価

本計画の実現に向けて、毎年度、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、三春町子ども・子育て支援会議で報告・意見聴取を行い、改善や見直しを行っていきます。



## 第6章 資料

### 1 三春町子ども・子育て支援会議委員一覧

	氏名	備考
委員	小林 徹	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科 准教授
委員	長谷川 徳子	主任児童委員
委員	小山 保子	三春おやこ劇場運営副委員長
委員	今泉 夏美	三春中央児童館親子の会会長
委員	佐々木 威	学校法人三春学園理事長
委員	渡辺 笑美子	三春町立幼稚園・保育所連合会長
委員	志賀 真理子	主幹兼中郷幼稚園長
委員	増子 房代	総括主幹兼北保育所長

### 2 三春町子ども・子育て支援会議設置要綱

#### 三春町子ども・子育て支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、三春町子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 三春町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 次世代育成支援行動計画等に基づく取組状況及び評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合、後任の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。





## 三春町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発行者／三春町

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

TEL : 0247-62-8125 FAX : 0247-61-1110